平成２１年（フ）第１２４０３号
千葉県市川市日之出６―15―202
債務者　宮本　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４０６号
東京都台東区千束３丁目19―10―102
債務者　角本　俊二
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４０８号
東京都東村山市青葉町３丁目33―25
債務者　大久保　妃
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４０９号
東京都豊島区上池袋１丁目７―10―103
債務者　原　奈津江
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４１３号
東京都大田区蒲田３―16―15―５、住民票上の住所東京都練馬区栄町25―９
債務者　竹森　伸也
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４１５号
東京都新宿区高田馬場２丁目１―１―1502
債務者　久慈久美子（旧姓鹿間）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４１８号
東京都板橋区前野町５丁目54―５―101
債務者　小嶋ともこ
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４１９号
新潟県新潟市東区もえぎ野２丁目７―29
債務者　大坂　　寛
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４２０号
東京都江戸川区松江７丁目13―24―205
債務者　緑川　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４４１号
東京都練馬区三原台１丁目31―２　遠藤方
債務者　阿比留絵美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４４２号
東京都杉並区和田３―30―16―Ａ―201、住民票上の住所東京都中野区新井１丁目34―17―105
債務者　福山　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４４４号
青森県南津軽郡大鰐町大字鯖石字広田17―１
債務者　福原まゆみ
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４４９号
東京都足立区江北４丁目13―８―201
債務者　和田　保子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４５１号
東京都江東区大島３丁目４―11―203
債務者　菅田ネニタこと　スガタ　ネニタ　テオドロ
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４５５号
千葉県富里市御料964―57　中央ハイツＤ202
債務者　金澤　正善
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１０９号
横浜市中区若葉町２丁目26番地２　セレーノ若葉町301号室
債務者　松崎　一男
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部